

建築物石綿含有建材調査者講習 募集要項(第4版)

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について、中立的かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者の育成を目指すものです。

■一般建築物石綿含有建材調査者講習コース（座学講習、筆記試験の連続する二日間）

講義終了後の筆記試験に合格した方には、『一般建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

■実地研修コース（一般建築物石綿含有建材調査者の資格を有する方または資格取得が見込まれる方対象、実地研修半日程度、口述試験※不連続）

実地研修終了後の口述試験に合格した方には、『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

1. 各コースのご案内

■一般建築物石綿含有建材調査者コース

本講習は、2日間の座学を通じ、関係法令や石綿の関連疾患とリスク、建築物の構造・建材等に関する知識と、通常の使用状態における建築物の石綿含有建材に関する調査に加え、解体作業等におけるの事前調査にも対応した知識を学ぶ内容となっています。

当センターホームページ掲載の日程表よりお選びください。

(1) 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

受講資格区分番号	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）	卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	<u>建築に関する実務経験年数</u> ：11年以上

6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習（※2）を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※3）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】		

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号

※3 労働安全衛生法第九十三条第一項

- * 経験年数については、申込書作成時以降も実務が継続される見込みの場合、希望講習会場の開催月まで積算した年数を記入することができます。
- * 受講資格区分により必要書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、「3. 申込みに必要な書類」を参照ください。

（2）受講料

55,000円【消費税込、テキスト代込】（適用税率10%）

（3）受講日程

会場の利用時間によって日程が変わるため、会場ごとにホームページに掲載しております。

詳細については、下記 URL にアクセスいただき、ご希望の会場に掲載しております日程をご覧ください。

<https://www.jesc.or.jp/training/tabid/131/Default.aspx>

（4）持ち物

筆記用具（筆記試験で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用）

自動車運転免許証等、顔写真で本人確認が可能な書類

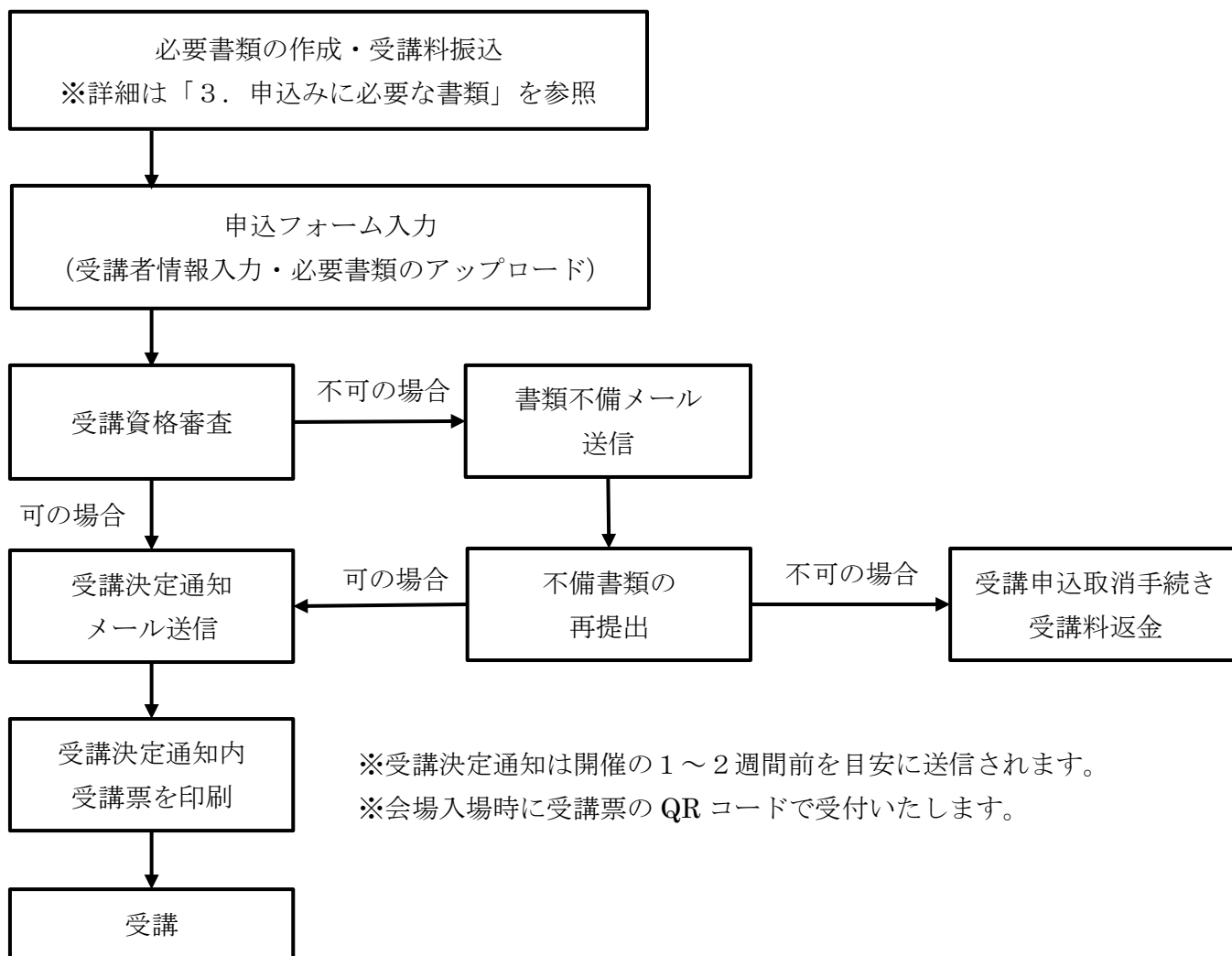
■実地研修コース

本講習は一般建築物石綿含有建材調査者の資格を有する方または、資格取得が見込まれる方を対象に、実際の建築物を使った演習を通じて建物における調査の実務能力を習得する内容となっています。

実地研修修了後に口述試験に合格すると特定建築物石綿含有建材調査者の資格が付与されます。

なお、本年度の開催については、追ってお知らせいたします。

2. 受講申込み方法・手続きの流れ



① 申し込み時に必要な書類は以下のとおりです。

- ・様式-1
- ・様式-2
- ・資格証明書
- ・顔写真（縦 551px×横 413px 以上のもの。ファイル名は氏名にしてください）
- ・受講料振込み票（ネットバンキングでお振り込みの場合は、振込完了画面をスクリーンショットしたもので可）

※詳細は後述の「3. 申込みに必要な書類」をご参照ください。

※すべての必要書類が揃い、受講料の入金が確認できた時点で申込み完了となります。

② 当センターホームページに掲載の日程情報をご参照いただき、受講を希望される会場とコースをお選びください。

③ ホームページの申込フォームから、必要情報と必要な書類を用意のうえご入力をお願いします。なお、既に満席となった場合には選択できません。

※インターネットで申込みができない方は、事務局にご相談ください。

【その他申し込みに必要な事項】

- ・受講料は前納となっています。納入に際しては、銀行備え付けの振込票または ATM をご利用いただくか、ネットバンキングから直接下記銀行口座に振込みをお願いします。※振込手数料はご負担願います。
振込先：三菱UFJ銀行 川崎駅前支店 普通預金
口座番号：67233 口座名義：一般財団法人 日本環境衛生センター
- ・講習期間の日程・会場・講義科目および時間等の詳細情報は、一般財団法人日本環境衛生センター（以下、当センターという。）ホームページの「開催地・日程」および「講義・実施研修時間割」をご参照ください。
- ・定員に達した場合は、その時点で受付を終了いたします。お早めにお申込みください。
- ・各会場の空き状況は、申込フォームをご確認ください。会場が選べない場合は満席となっております。なお、キャンセル待ちは承ることが出来かねますのでご了承ください。
- ・お電話等による申込予約はできません。

3. 申込みに必要な書類

受講の申込みに必要な書類は、受講資格区分番号によって下表のとおりです。(区分番号は各コース共通)

受講資格区分番号	様式-1 (excel提出)	様式-2 実務経験証明書 (PDF提出)	各種証明書 (PDF提出)	銀行振込票 (PDF提出)	顔写真 (jpg・jpeg・png・bmp のいずれかの画像 ファイル提出)
1	○	○	卒業証明書、履修科目証明書	○ ネットバンキング で振込の場合、 振込完了画面の スクリーンショット でも可	○ 画質が鮮明で無 帽・無背景のもの デジタルカメラ・ス マートフォンなど で撮影したもので も可
2		○	卒業証明書、履修科目証明書		
3		○	卒業証明書、履修科目証明書		
4		○	卒業証明書、履修科目証明書		
5		○	-		
6		○	-		
7		○	講習を修了したことが証明できる書類等		
8		-	講習を修了したことが証明できる書類等		
9		○	-		
10		○	-		
11		○	受講資格区分に応じた各種証明書と建築物石綿含有建材調査者修了証明書		
【注意事項】		・全欄記入 ・証明印が必要	〈各区分共通〉申込み者が会社代表者の場合:会社定款、事務所登録、建設業許可証等通知		

- ※ 卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書若しくは成績証明書も合わせて同封してください。
- ・平成 21 年以降に当該学校に入学された方は、卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていても、必ず履修科目証明書が必要になります。

4. 申込書の審査・受講決定

- ① 受講資格の有無について申込書類の審査を行います。この審査で申込書類に不足がなく、かつ審査を通過した方には、講習の 1～2 週間前に受講決定通知メールを送信いたします。なお、記入事項に虚偽の事実が判明した場合は、講習修了後でもその資格は取消となります。
- ② 受講決定通知メールを受け取った際には、必ず「受講会場」「受講日時」等をご確認ください。
- ③ 受講決定通知発行後のキャンセルはできません。会場変更については、本人の申し出により受講申込み年度の翌年度末（3月31日）を期限として、1回に限り他会場へ変更することができます。
- ④ 受講決定通知発行後は、原則として受講料の返金はありませんのでご承知ください。

5. 講習当日の注意点

- ① 本講習及び修了考査では、遅刻を認めておりません。必ず、各科目の開始前までに着席しておくようお願いいたします。万が一、開始時刻を過ぎても着席されていない場合、欠席扱いとなりますのでご注意ください。

※ なお、遅延証明書の発行された公共交通機関の遅延による遅刻及び欠席は、特例措置（別日程に振替）とする場合がございます。その際は、必ず遅延証明書を取得して、事務局にご提出ください。
- ② 講習当日は、会場の受付で受講票をご提示ください。テキストは、受講時にお渡しいたします。

- ③ 講習期間中の宿舎ならびに昼食は、各自でご用意ください。
- ④ いずれの会場も駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用ください。
- ⑤ 大規模災害、新型コロナウイルス感染症拡大等やその他当センターの責めに帰さない事由により、当初予定していた講習・修了考査の日程、時間及び会場を急遽変更する場合がございます。なお、その際の交通費、宿泊費等（変更前の費用、変更後の費用ともに）の補償はいたしません。予めご了承の上お申し込みください。
- ⑥ 受講日当日の検温、健康告知票などの状況により、事務局判断で受講をお断りすることがございます。

6. 修了考査について

- ① 全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は修了考査を受験できません。
 ※ 受講資格区分8（石綿作業主任者技能講習の修了者）でお申込みの方に限り、第1講座①の受講が免除され、受講しなくても欠席扱いにはなりません。ただし、筆記試験の出題範囲には第1講座①も含まれますのでご了承ください。
- ② 修了考査は、受講コースにより以下の通りです。
 【一般建築物石綿含有建材調査者コース】 ⇒筆記試験（マークシート形式試験）80分
- ③ 筆記試験の満点が100%として「60%以上」の得点をもって合格となります。
- ④ 不合格となった方は、有効期限内に再試験を受けることができます。有効期限は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。
- ⑤ 修了考査（試験）の内容及び個別合否結果の理由についての問合せには一切応じられませんので、予めご了承ください。
 なお、各試験の趣旨及び過去の試験問題は、当センターホームページにて一部公開しております。
【過去の修了考査情報ページ】 <http://www.jesc.or.jp/training/tabid/133/Default.aspx>

7. 修了証明書の交付、台帳登録および公開

- ① 修了考査を合格した方には、当センター理事長が認定する『一般建築物石綿含有建材調査者』または『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。
- ② 当センター主催の『一般建築物石綿含有建材調査者』取得後、『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与された場合、『一般建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書は回収します。
- ③ 当センター主催の建築物石綿含有建材調査者講習合格者は、当センターで氏名、ご連絡先等を台帳に登録いたします。また、希望される方は登録情報を当センターホームページにて公開いたします。
- ④ 受講申込書等の記入事項に虚偽の事実や修了考査において不正行為等が判明した場合は、講習修了後でもその資格は取消となる場合があります。
- ⑤ 修了考査を合格した方の修了情報について、所管省庁などに報告させていただく場合がございます。予めご了承の上、お申し込みください。

◇講習に関するお問い合わせ◇

一般財団法人 日本環境衛生センター 研修事業部 石綿調査者講習事務局
 〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6 電話：044-288-4919 FAX：044-288-4952